



令和7年10月22日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会長 重川 純 子



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額等について（報告）

令和7年10月14日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。



別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【月例給の額及び特別給の支給月数について】

- ・ 月例給については、据置きとするべき。理由としては、一般職職員との均衡を考慮すると引き上げたいところだが、これまでも本審議会のなかで小刻みな改定は馴染まないとの考えで審議してきている。

また、2年前に引き上げたばかりであることや本市の財政収支の状況が今後厳しい状況となること、他の政令指定都市の報酬等と比較して、市長は平均以上であり、議員も中位であること、物価高騰などにより市民の生活は厳しい状況であることなどを総合的に考えると据置きが妥当であると考えます。

特別給については、引き上げるべき。理由としては、これまでも国の指定職職員にならうて改定してきた経緯があることや一般職職員との均衡を考慮して引き上げても良いのではないかと考える。

- ・ 本市における過去の月例給の改定において、一般職職員の月例給の累計改定率が1.0%未満の場合は据え置かれ、1.0%に達した令和5年は引き上げた。今回、局長級の累計改定率は2.91%で1.0%を超えるため、月例給は引上げが妥当と考える。特別給も同様に引上げが望ましい。

・ 以下の観点から、月例給及び特別給の改定について判断した。

まず、一般職職員とのバランスといった点では、月例給、特別給ともに、職責や市民への影響を踏まえて慎重に判断すべきであり、一般職職員の給与とは異なる観点で判断すべきである。

次に、市民感情への配慮について、月例給は、物価高騰や社会不安が続く中で市民生活は厳しく、このような中で引上げは馴染まない。特別給は、業績や職務遂行への評価を反映する性格が強く、成果に応じた報酬は、市民への説明責任を果たす役割を担っていると考える。

更に、健全財政の維持について、月例給は、引上げを実施すると、毎月の固定費が増え、長期的な財政負担が増大する。一方、特別給は、景気や財政状況に応じて柔軟に調整が可能である。

そして、民間給与水準との均衡について、月例給は、相対的に高水準であり、引上げの必要性は低いと考える。特別給においては、民間との均衡を考慮し、引上げが妥当と考える。

また、リーダーシップの表明として、月例給の引上げ改定に対する影響を鑑みると、自らの報酬を据え置くことで、公務に対する使命感や責任感を報酬に依存しない姿勢を示すことができる。

以上から、月例給は据置き、特別給は引上げが妥当と考える。

・ 月例給については、今後の財政状況に鑑み、恒常的な人件費や退職手当にも関わることから、引上げ改定については慎重に判断すべきであり、今回は据置きが妥当と考える。

特別給については、物価情勢に対して柔軟に改定を行い、調整をする役割を担うと考えている。したがって、引き上げるべきである。

- ・ 最近の物価上昇は、近年稀に見る速度であり、現況において報酬等を据え置くと、事実上の賃下げになり望ましくない。

一方、少子高齢化が更に進む将来において、持続可能な財政状況を確保することが最大の課題だと考えている。したがって、月例給は据え置くべきであり、特別給については、バランスを取るため、引き上げるべきと考える。

- ・ 更なる収支不足の拡大が懸念されるが、政令指定都市内の財政指標の順位など、相対的に財政状況を鑑みると、健全な財政を維持しているとの見解である。

また、物価高騰の世の中で、賃上げにより経済を循環させていきたい思いから、月例給、特別給ともに引き上げるべきと考える。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については『据え置くことが適当』、特別給（期末手当）については『引上げの改定を行うべき』との結論に達しました。